

五、定期昇給額を決定せられ、同昇給額が必要と認められるものは一年毎、昇給率を行き、時に優秀なるものは毎年一月之を行き、時に優秀なるものは昇給率を超過せしむる等、一般不況の際には停止せしむることあるべし。
六、勤怠に違背ありたる時は、速に調査し、高日支拂とせられし。
七、工賃(單位)に各組責任者の持つ帳面に出来高(単位)割合歩合を明記せられたい。
八、中元賞金は最低三日分日給以上與へられたい。
九、八、九兩月は皆勤賞與は一ヶ月三日半、九、十月に支給せられたい。
十、九月一日分を支給せられたい。
十一、九月一日分、半月、二分分本年は廿八日より實施す。
十二、工場員傭入れの場合は職工側幹部に相対し、先給昇給ありたるも技術優秀の割合優安き者に昇給せられたい。
十三、職工側幹部と直ちに調査の上再度昇給す、但し商工援助會を除く臨時工にも適用す。

市原ボンブ争議 圓滿解決す

蒲田第一支部善戦す

蒲田第一支部對市原ボンブ製作所争議は工場側が暴力團を擁して強硬的挑発に出でたこと、が勃發するに至つたが、その後二十日間に至る争議の連続したる間に、九月十五日、職工側代表と工場側代表との間に、
A+B-1-X
(C)工賃は月末日に支給
(D)工場員傭入れ一ヶ月二十五人以上なるものに對しては
左の要求に關しては
所有作業日に出勤したる工人の受くる賃金は其月の所定作業日数に賃金を乗じたる金額以上なることを会社は同意す。
十一月の作業日数は其月の總日数より左の日数を控引せられたるものとす。
日曜日 祭日は各一日
土曜日は半日
九、四大節を公休とし日給全額支給の要求に關しては
給付に對し金五十錢宛の酒肴料を支給す。
十、特別賞與を左の如く改定すること
(イ)特別賞與は十二月より五月迄六月より八月迄、九月より十一月迄の四期に區別し各一ヶ月の労働日數に對する割合にて算出したる場合は最終の月に十八割を支給す。
(ロ)一回の特別早退を承認せしむる要求は承認せしむるべし。
(ハ)出勤時間休時間等については左の如く變更す。
(イ)出勤時間は午前六時五十分より九時十五分まで。
(ロ)午前休の休時間の復活要求については復活せず。
(ハ)中食時間を一時間とし退場を三分延期す。但し(ハ)は六月十五日より九月十五日まで。
十二、衛生設備を徹底すること
十三、請負者の日給を常備者と同等とするの要求に對しては、第二項を適用して昇給せしむ。
十四、J.C.O.D検査及「アレ」部の常備

日蓄株式會社 待遇改善問題 平和裡に圓滿解決す 日蓄支部善戦す

株式會社日蓄機械商會従業員は現在、我が職工組合に加盟するもの、二派あるが七月十一日、兩組合は日蓄共同委員會の特選改善案に最低賃金日給協約案とを協議の形式を以て會社に提出し、その後、同日直に交渉開始す。

同案を以つて完全なるものは思はず、我等は互譲の精神により、同案を承認することとなり、本争議は進業に至ることなく圓滿なる解決を見た。解決條件
一、會社は従業員に對し昇給したる割合増制度を廢し、本給に繰り入るものとし、從來の本給に基づきたる支給率はその儘維持す。
二、會社は日給五十錢未満の者に付き定期昇給一四、五の如く實施す。
三、日給四十錢未満
四、日給四十錢以上
五、日給四十錢以上
六、日給四十錢以上
七、日給四十錢以上
八、日給四十錢以上
九、日給四十錢以上
十、日給四十錢以上
十一、日給四十錢以上
十二、日給四十錢以上
十三、日給四十錢以上
十四、日給四十錢以上
十五、日給四十錢以上
十六、日給四十錢以上
十七、日給四十錢以上
十八、日給四十錢以上
十九、日給四十錢以上
二十、日給四十錢以上
二十一、日給四十錢以上
二十二、日給四十錢以上
二十三、日給四十錢以上
二十四、日給四十錢以上
二十五、日給四十錢以上
二十六、日給四十錢以上
二十七、日給四十錢以上
二十八、日給四十錢以上
二十九、日給四十錢以上
三十、日給四十錢以上
三十一、日給四十錢以上
三十二、日給四十錢以上
三十三、日給四十錢以上
三十四、日給四十錢以上
三十五、日給四十錢以上
三十六、日給四十錢以上
三十七、日給四十錢以上
三十八、日給四十錢以上
三十九、日給四十錢以上
四十、日給四十錢以上
四十一、日給四十錢以上
四十二、日給四十錢以上
四十三、日給四十錢以上
四十四、日給四十錢以上
四十五、日給四十錢以上
四十六、日給四十錢以上
四十七、日給四十錢以上
四十八、日給四十錢以上
四十九、日給四十錢以上
五十、日給四十錢以上
五十一、日給四十錢以上
五十二、日給四十錢以上
五十三、日給四十錢以上
五十四、日給四十錢以上
五十五、日給四十錢以上
五十六、日給四十錢以上
五十七、日給四十錢以上
五十八、日給四十錢以上
五十九、日給四十錢以上
六十、日給四十錢以上
六十一、日給四十錢以上
六十二、日給四十錢以上
六十三、日給四十錢以上
六十四、日給四十錢以上
六十五、日給四十錢以上
六十六、日給四十錢以上
六十七、日給四十錢以上
六十八、日給四十錢以上
六十九、日給四十錢以上
七十、日給四十錢以上
七十一、日給四十錢以上
七十二、日給四十錢以上
七十三、日給四十錢以上
七十四、日給四十錢以上
七十五、日給四十錢以上
七十六、日給四十錢以上
七十七、日給四十錢以上
七十八、日給四十錢以上
七十九、日給四十錢以上
八十、日給四十錢以上
八十一、日給四十錢以上
八十二、日給四十錢以上
八十三、日給四十錢以上
八十四、日給四十錢以上
八十五、日給四十錢以上
八十六、日給四十錢以上
八十七、日給四十錢以上
八十八、日給四十錢以上
八十九、日給四十錢以上
九十、日給四十錢以上
九十一、日給四十錢以上
九十二、日給四十錢以上
九十三、日給四十錢以上
九十四、日給四十錢以上
九十五、日給四十錢以上
九十六、日給四十錢以上
九十七、日給四十錢以上
九十八、日給四十錢以上
九十九、日給四十錢以上
一百、日給四十錢以上

一、今後の作業制度を完備制度に變更せられ、不可能の場合は總幹事職員に變更せられたい。
二、請負制度の場合常備賃銀支払の時は會社は常備賃銀全額を負担せられたい。
三、今後請負作業の場合は原則として請負賃金を作業前に協定せられたい。
四、工具は會社に於て負擔せられたい。
五、會社は左の解退職手當制度を制定せられたい。
イ、勤続一ヶ年未満の者 日給三十日分、以上一ヶ年を待する者 日給六十日分、右は解職の場合全額を支給し、退職金は百分の六十を支給せられたい。
但し勤続年数は従業員が雇入所當時に起算すること。
六、會社は日本労働同盟會を承認せられたい。
以上、両組合は提出と共に同夜は再び、支部幹部會を開き、問題の最惡化の場合を豫想して、準備を整ふることを決議した。
二十四日の午前九時半、組合代表近藤武男由良高一郎兩支部幹部代表齋藤勇君及び従業員代表として、立石山本吉屋 近藤 隆雄外五君が齋藤工場長と面會交渉に入つた。二十六日第二回交渉に於て會社は嘆願書に對しては

八月十八日と為るや、交渉不調に終れば罷業すべしと、職備協定を整へて、経過如何と待つたのである。然、同日の會見に至つたのである。即ち會社側は工場長並八田總監督であつたが、回答の内容は殆ど問題にならないので、共同委員會側は再考を要求し、十九日更に會見せんことを約したのである。
十九日會見は早朝に始められたが、徹宵の商議を続け、二十日午前八時に至つた。
この長時間の會見に於て、交渉の前途には多分の光明を認めらるることが出来た。
かく、同會見に傍聴の形式で立會つてゐた坂田、伊藤の兩副支部長は調停の勞を煩はしたので、兩氏は十九日、二十日の兩日間に會見の内容を基き、共同委員會の調停案を十一月二十日、共同委員會に提出せられた。
A: 日給四十錢以上
B: 日給四十錢以上
C: 日給四十錢以上
D: 日給四十錢以上
E: 日給四十錢以上
F: 日給四十錢以上
G: 日給四十錢以上
H: 日給四十錢以上
I: 日給四十錢以上
J: 日給四十錢以上
K: 日給四十錢以上
L: 日給四十錢以上
M: 日給四十錢以上
N: 日給四十錢以上
O: 日給四十錢以上
P: 日給四十錢以上
Q: 日給四十錢以上
R: 日給四十錢以上
S: 日給四十錢以上
T: 日給四十錢以上
U: 日給四十錢以上
V: 日給四十錢以上
W: 日給四十錢以上
X: 日給四十錢以上
Y: 日給四十錢以上
Z: 日給四十錢以上

一、今後の作業制度を完備制度に變更せられ、不可能の場合は總幹事職員に變更せられたい。
二、請負制度の場合常備賃銀支払の時は會社は常備賃銀全額を負担せられたい。
三、今後請負作業の場合は原則として請負賃金を作業前に協定せられたい。
四、工具は會社に於て負擔せられたい。
五、會社は左の解退職手當制度を制定せられたい。
イ、勤続一ヶ年未満の者 日給三十日分、以上一ヶ年を待する者 日給六十日分、右は解職の場合全額を支給し、退職金は百分の六十を支給せられたい。
但し勤続年数は従業員が雇入所當時に起算すること。
六、會社は日本労働同盟會を承認せられたい。
以上、両組合は提出と共に同夜は再び、支部幹部會を開き、問題の最惡化の場合を豫想して、準備を整ふることを決議した。
二十四日の午前九時半、組合代表近藤武男由良高一郎兩支部幹部代表齋藤勇君及び従業員代表として、立石山本吉屋 近藤 隆雄外五君が齋藤工場長と面會交渉に入つた。二十六日第二回交渉に於て會社は嘆願書に對しては

一、今後の作業制度を完備制度に變更せられ、不可能の場合は總幹事職員に變更せられたい。
二、請負制度の場合常備賃銀支払の時は會社は常備賃銀全額を負担せられたい。
三、今後請負作業の場合は原則として請負賃金を作業前に協定せられたい。
四、工具は會社に於て負擔せられたい。
五、會社は左の解退職手當制度を制定せられたい。
イ、勤続一ヶ年未満の者 日給三十日分、以上一ヶ年を待する者 日給六十日分、右は解職の場合全額を支給し、退職金は百分の六十を支給せられたい。
但し勤続年数は従業員が雇入所當時に起算すること。
六、會社は日本労働同盟會を承認せられたい。
以上、両組合は提出と共に同夜は再び、支部幹部會を開き、問題の最惡化の場合を豫想して、準備を整ふることを決議した。
二十四日の午前九時半、組合代表近藤武男由良高一郎兩支部幹部代表齋藤勇君及び従業員代表として、立石山本吉屋 近藤 隆雄外五君が齋藤工場長と面會交渉に入つた。二十六日第二回交渉に於て會社は嘆願書に對しては

佐倉金庫 待遇改善問題 圓滿解決す

横濱市神奈川區鶴屋町二七七 株